

岐阜市地域包括支援センター岩野田 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団友愛会が開設する、岐阜市地域包括支援センター岩野田（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業および介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員等（以下「担当職員」という）が、要支援状態にある高齢者または岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業に基づく事業対象者等（以下「利用者」という）に対し、適正な介護予防サービス事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 岐阜市地域包括支援センター岩野田
- ② 所在地 岐阜市栗野東5丁目173番1

（職員の職種、員数および職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整および業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員 1名以上
担当職員は、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日まで、祝日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の提供方法、内容および利用料その他の費用の額等)

第6条 提供方法は、岐阜市条例第71号(平成26年9月30日公布)岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および岐阜市介護予防ケアマネジメント実施要項に基づき以下のとおりとし、その利用料の額は各々の規定によるものとする。

- ① 内容
 - 1) 介護予防支援計画書等の作成または変更
 - 2) 利用者または、その家族および指定介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者等との連絡、調整
 - 3) 利用者の事業結果の評価
 - 4) 必要に応じて、指定居宅サービス事業者・介護保健施設・地域支援事業等総合的な介護予防事業への移行および連携
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内または自宅とする。
 - 2) 原則サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算しておおむね3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったときその他、必要に応じて利用者の居宅および各サービス機関等を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市(岩野田、岩野田北地区)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者および利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応)

第9条 センターは自ら提供したサービスまたは、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者および利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 センターは、サービス提供中に、当センター従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岐阜市、医療法人社団友愛会およびセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は平成26年12月1日から施行する。

(附則) この規程は平成27年4月1日から施行する。

(附則) この規程は平成28年4月1日から施行する。

(附則) この規程は平成30年1月27日から施行する。

(附則) この規程は令和5年12月1日から施行する。